

気候変動が大問題であるのは、ガス濃度上昇の影響を測定する科学者にとっただけではない。国際関係、国際政治、国際法の観点からも重要なのである。地球温暖化について予測は様々だが、影響の深刻さは広く肯定されている。楽観的見方も時にはあるが、そうでない意見が大多数である。

気候変動を許容できるレベルにするため、科学者たちは例えば「二酸化炭素排出量を2050年までに現在の50%以下にする」ことを推奨してきた。それにも関わらず、最も進んだ国際合意である京都議定書は、08年から12年までに先進国の温室効果ガス排出量を1990年比でわずか52%削減すると義務づけただけだった。その上、より意欲的な条約へ向けての多国間交渉は、その困難さが明らかになっている。こうしたことから、実効性ある「気候変動の国際レジーム」成立には、いかなる戦略と手順がふさわしいのか熱心に研究されているのは「気候変動のような国境を越える問題では、一国主義的な行動や制裁措置（効果はほと

気候変動の国際レジームへの法的研究 ティル・マークス

んどないか、まず当てにできない）よりも、多国籍間の協力を追求すべきである」という点である。とはいえ、実際どうすれば協力体制ができるのかとなると意見は様々である。

ある論者は「レジーム構築の手順と組織的要素」を重視する。内容そのものがより重要だとの主張もある。例えば、その条約が各国のコストと利益のバランスを、どこまでうまくとっているかなどである。他の論者は取決めを実行させる法的・機構的な要素を重視する。そこには厳格な報告やモニタリング、十分な機構整備、排出量削減を動機づける複合的仕組みの構築まで含まれる。

国際関係論や国際法の研究は、こうした種々の局面を統合するための法的概念や政策を發展させ、実効性あるレジーム構築に貢献すべきだろう。また将来の研究はおそらく、もっと環境全般にわたる「実効性ある国際環境レジーム」の理論に関して、幾つかの側面を明らかにできると私は考えている。

(Till Markus / 東洋哲学研究所海外研究員)